山陽小野田市議会

議長　髙松　秀樹　様

２０２６年6月２３日

山陽小野田市日本共産党市議会議員団

団長　中島好人

議員　山田伸幸

法律も制度も無視した議会運営委員会の議論と運営に関する公開質問状

今年３月議会以降、本会議場における「起立・礼」問題に端を発して、これを実行しない共産党議員団２名に対して「議運決定違反」事件として勧告処分が通告されました。

また最近では、日本共産党発行の地域政治新聞「明るいまち」の記事に関して、市会議員による情報発信に関する「議運決定違反」があるとして再三に渡って「委員外議員」として議運に出席するよう要請がされています。しかし「委員外議員」とは自らが所属する委員会以外の委員会審査に自ら申請によって参加でき、審議権はあるが議決権を持たない委員（地方自治法第１０９条、第１１０条）のことであり、本来、対等平等の立場で審議に参加する「委員外議員」に対して何を問い質そうというのでしょうか？「委員外議員」という地方自治法上の制度を知らない議会運営委員会の行為と言わざるをえない。

そのうえ「委員外議員」の再三の招集に応じないならば次は参考人招致だといい、先日の議論ではそれでも招集に応じないならば１００条委員会設置で強制的に「証人喚問を」などと極論まで飛び出す始末で、まさに歯止めが効かない、法律も制度も無視した異常な議会運営委員会と言わざるをえない。

そもそも政党が発行する地域政治新聞の記事や編集に関して、あくまで議会外のことであり議会がこれら言論に介入すること自体が不当、不法だと言わざるをえない。議会運営委員会は議員の情報発信に関する「議運決定事項」が根拠といいますが、その「議運決定事項」なるものはあくまで議員自らが自主的、自発的に守るべき規定であって、この規定違反を理由とした調査権が議会にある訳ではありません。本会議場での「起立・礼」に関してもなぜ「議運決定違反」が直ちに処分の対象となるのでしょうか。何を法的根拠とした「処分」なのか明確にすべきです。先日は白井議員の器物破損事件に関して「問題の解明を求める」陳情が出され、議会運営委員会が審査機関とされましたが、このような議員の議会外の行為に関しても何を根拠に審査がされているのでしょうか？

このように最近の議会運営委員会は明確な法的根拠もないまま、議会外の議員の言論や行為に対して検察官と裁判官を兼ね備えた特別な調査機関か裁定機関であるかのように、特定の議員や会派を攻撃する運営は異常であり違法としかいえないものです。

本来、議会内の会期日程や議事運営に関する権能及び議長による諮問機関としての議会運営委員会（地方自治法第１０９条）は、その本来の業務に直ちに改善・是正すべきです。

以下、高松議長に公開で質問をいたしますので、６月中にご回答をお願いします。

記

１、「議会の礼儀作法」として導入された本会議場での「起立・礼」に関するような全議員を対象とした議会ルールは、手続き的にも「申し合わせ事項」として全会派ないし全議員が賛同する内容にすべきであり、議会運営委員会に参加していない少数会派や議員に対して「議運決定事項」だから従え、従わなければ処分するなどと多数会派の横暴であり強権的な議会運営ではありませんか？

２、議会外の政党の地域政治新聞の編集や記事への議員のかかわりに関して、議員の情報発信に関する「議運決定違反」を理由とした調査権は何を法的根拠としたものですか？

３、「議運決定違反」であればなぜ議会運営委員会に調査権があるのですか？

４、「議運決定違反」を根拠とした処分は何を法的根拠としているのですか？またなぜ議会運営委員会が処分を行えるのですか？

５、議会外の議員の行為に関して、何を根拠として議会運営委員会に調査権の行使ができるのですか？

６、６月５日に行われた議会運営委員会で「器物破損」事件の参考人招致が行われましたが、その時の参考人の要求に対して委員長は傍聴者に退席するよう勧告がされました。主権者である市民（市会議員も含めて）には傍聴の自由と権利があり、議事妨害などの行為以外には傍聴者に対して退席勧告などできるはずがありません。ＳＮＳ等でも一般市民に委員会開催の告知と傍聴のお知らせをしているにもかかわらず、それを否定するかのような委員会運営であり何を根拠とした退席勧告ですか？

以上